

緊急消防援助隊の創設と今後の取組

～30年を迎え、これまでの災害と想定される災害に向けて～

総務省消防庁国民保護・防災部広域応援室

1 阪神・淡路大震災と 緊急消防援助隊の創設

平成7年1月17日午前5時46分に発生した兵庫県南部地震（以下、「本地震」という。）によりもたらされた阪神・淡路大震災では、死者・行方不明者6,437人、負傷者43,792人、住宅被害639,686棟という甚大な被害が生じました。消防庁では、発災後から兵庫県に対して、応援要請について、連絡する一方、並行して関係都道府県に応援出動を打診するとともに、出動準備の連絡を行いました。10時00分に兵庫県知事から消防庁長官に応援要請があり、これを受けて直ちに関係都道府県知事に通じて、待機していた兵庫県以外の消防本部に対し、出動を要請し、順次その対象を拡大していきました。13時40分大阪市消防局10隊50名が長田区に到着したのを皮切りに、以降24時まで陸上部隊約170隊約900人が到着し、1月25日までに2,000人以上の応援体制を維持しました。その後、3月末まで応援を実施し、兵庫県内の消防応援と併せて全国41都道府県、451消防本部から延べ約3万人の消防応援が行われました。

本地震では、地元の地方公共団体による被害状況の把握や応援要請などの基本的な対応が困難となり、初動対応に支障が生じました。また、全国からの消防広域応援を行うに当たり、応援部隊の迅速な出動体制や指揮命令系統の整備、応援のための車両・資機材の確保など、様々な課題が浮き彫りとなりました。

これらの課題に対応し、国内で発生した地震等の大規模災害における人命救助等をより効果的かつ迅速に実施できるよう、全国の消防機関相互による援助体制として、同年6月、緊急消防援助隊が創設されました。緊急消防援助隊発足から30年近くが経過し、令和7年3月現在で

46回出動しています（表1）。

緊急消防援助隊は、平成15年の消防組織法改正により法制化されました。大規模災害等が発生した際には、消防組織法第44条に基づき、被災都道府県知事からの応援要請を受け又は応援要請を待たずに、消防庁長官の求め又は指示により、全国から消防部隊が被災地へ集中的に出動する仕組みとして確立しています。大規模災害時に的確に全国的な応援体制がとれるよう、創設当初1,267隊であった登録隊数を6,661隊（令和6年4月1日現在）まで増加させてきたほか、実災害における課題や経験を踏まえ、

表1 東日本大震災以降の災害に対する緊急消防援助隊の主な出動実績

年	災害名	
平成	23 東日本大震災	
	25 平成25年台風第26号による伊豆大島の災害	
	26	平成26年8月豪雨による広島市土砂災害
		御嶽山噴火災害
		長野県北部を震源とする地震
	27	口永良部島噴火災害
		平成27年9月関東・東北豪雨
	28	平成28年熊本地震
		平成28年台風第10号による災害
	29	栃木県那須町雪崩事故
		平成29年7月九州北部豪雨
	30	大分県中津市土砂災害
		大阪府北部を震源とする地震
平成30年7月豪雨		
平成30年北海道胆振東部地震		
令和	令和元年8月の前線に伴う大雨による災害	
	令和元年東日本台風（台風第19号）による災害	
	2 令和2年7月豪雨	
	3	栃木県足利市林野火災
		静岡県熱海市土石流災害
	6	令和6年能登半島地震
		令和6年9月20日からの大雨
7 岩手県大船渡市林野火災		

車両や資機材の増強を図ることにより、人命救助活動等を実施する緊急消防援助隊の体制を充実強化してきました。

南海トラフ地震、首都直下地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震など国家的な非常災害の発生が切迫する中、緊急消防援助隊の充実強化を更に進めていくことは、災害応急対策における重要な課題です。

2 緊急消防援助隊創設後の主な活動

緊急消防援助隊は、平成7年の創設以降、平成8年12月に新潟県と長野県の県境付近で発生した蒲原沢土石流災害への出動を皮切りに、地震、火災、土砂・風水害などのほか、噴火や列車事故などのあらゆる種類の災害に出動し、多くの大規模災害において人命救助活動等に多大なる成果を上げてきました。特に平成23年3月11日に発生し、未曾有の被害をもたらした東日本大震災においては、創設以降初となる消防庁長官の指示により、緊急消防援助隊が延べ31,166隊、延べ約11万人が出動し、88日間にわたり、消火、救急、救助等の活動を効果的に展開しました。

令和6年1月には石川県能登地方において、志賀町及び輪島市で最大震度7の地震が発生し、死者・行方不明者415人、重軽傷者1,341人の被害をもたらしました（令和6年10月29日現在）。石川県知事からの要請を待たずに消防庁長官の出動の求めを行い（後に出動指示に代替）、21都府県の緊急消防援助隊が出動しました。道路状況が悪い中において、比較的小型な消防車で被災地へ向かうとともに、関係機関とも連携し、空路・海路による進出など、様々な手段を尽くして被災地入りし、搜索救助活動を中心として、孤立地域からの救助や物資搬送、病院や高齢者福祉施設からの転院搬送、被災消防本部の業務支援など、被災地の様々なニーズに応えた活動に従事し、緊急消防援助隊と地元消防本部等により、64日間で295人を救出しました（写真1～3）。

そのほか、近年においても、大規模な地震災害や激甚化・頻発化する土砂・風水害などに迅速かつ的確に対応しています。



写真1 陸路進出の状況



写真2 自衛隊輸送機による部隊輸送の様子（令和6年能登半島地震）



写真3 搜索救助活動の様子
（令和6年能登半島地震）

3 激甚化・頻発化する災害に対する取組

（1）緊急消防援助隊基本計画の改定による部隊の増強

南海トラフ地震、首都直下地震等の国家的非常災害への対応力を強化するため、緊急消防援助隊登録隊数を令和5年度末までに目標としていた6,600隊から、令和10年度末までにおおむね7,200隊に増強することとしました。主な増隊としては、消火・救助・救急の主要3小隊に加え、長期的な消防応援活動を支える後方支援小隊を増隊することとしています。

加えて、緊急消防援助隊のDXによる指揮体制の強化や安全管理体制の強化を図るほか、局所的に多数傷病者が発生した事案への確に対応するため、情報統括支援隊、安全管理部隊、救急特別編成部隊をそれぞれ創設しました。

①情報統括支援隊の創設

緊急消防援助隊出動時には、刻々と変わる状況に応じ、情報収集と情報の整理、方針の決定とその共有を繰り返していくこととなります。これらは指揮支援部隊長を中心になされることとなりますが、現状、情報収集等は、消防救急デジタル無線などによる音声等を用いた収集及



活動イメージ図

び伝達が基本となっており、質・量ともに向上できる余地があると考えられます。また、被害等の情報が過多となった場合でも効率的に処理、整理及び管理することが必要になります。

情報統括支援隊は、無線等のアナログ手法に加え、タブレット端末、スマートフォンなどのデジタルツールにより、リアルタイムで災害映像、災害情報を収集し、情報の整理・分析・共有を行うことを主任務としています。受け取った情報を整理・分析し、統括指揮支援隊の増隊判断や部隊配置判断などを補佐することとなるため、統括指揮支援隊が属する消防本部に計9部隊を配備することとしています。この任務を的確に遂行できるよう情報の効率的な整理・共有に資するデジタル作業卓及び車両を配備します。

②安全管理部隊の創設

緊急消防援助隊が出動する大規模災害は、普段経験しない災害態様であることから、隊員が予知できない危険性が内在している場合があ



活動イメージ図

り、隊員の受傷等を防ぐ必要があります。また、過酷な環境下での活動となることから、隊員の体調管理にも配慮する必要があります。このため、長期化する災害において、隊員の勤務面、体調などの健康面においてもケアすることで活動をより充実させられるよう、隊員の安全管理（健康面、二次災害防止）を任務とする安全管理部隊を創設します。

③救急特別編成部隊の創設

東日本大震災や熊本地震、能登半島地震では、複数の都道府県大隊の救急小隊を集中的に運用する事案が発生しています。このように、局所的に多数の傷病者が発生する事案等では、1の都道府県大隊の救急小隊だけでは不足する場合があります。新たに救急小隊の追加派遣を行うとしても時間を要してしまう場合があります。このような一時的に救急部隊の増隊が必要となる場合に、複数の都道府県大隊の救急中隊のみを指揮命令系統を明確化したうえで一体運用できるよう、救急特別編成部隊を創設します。



活動イメージ図

救急特別編成部隊は、多数傷病者の発生等により集中的に救急活動を必要とする災害に対し、迅速かつ的確な救急活動を行うことを任務とします。

④実災害の教訓を踏まえた応援部隊の被災地への迅速な進出対策

空路・海路での被災地進出に向けた関係機関との実践的な輸送・進出訓練等により、部隊の機動性を高め、道路状況が悪い場合でも被災地へ迅速に進出できるようにします。また、狭隘な道路でも人員輸送や資機材搬送が可能な車両、関係機関の航空機や船舶を活用した進出が

可能な車両、悪路等の悪条件でも救助可能な車両を組み合わせた部隊編成にできるよう運用面の改善を図ります。

⑤関係機関との一層の連携強化

自衛隊や海上保安庁と連携した輸送機や船舶等での進出が有効であったことから、部隊の空路・海路進出が迅速に行えるよう、緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練等の様々な機会を捉えて、自衛隊等と連携強化を図り、関係機関と連携した実践的な輸送・進出訓練を実施していきます。



写真 救助活動の様子（全国合同訓練）



写真 自衛隊輸送機による部隊進出訓練の様子

（2）緊急消防援助隊の車両・装備の充実

応援出動する緊急消防援助隊が実効性のある活動を展開するためには、出動する部隊が十分な能力水準を持ち合わせる必要があります。このため、消防庁として、緊急消防援助隊設備整備費補助金や緊急防災・減災事業債などの地方財政措置や無償使用制度により、緊急消防援助隊で用いる車両・資機材の整備に努めてきました。これにより、救助隊や消火隊、救急隊が用いる救助工作車や消防車、救急車等の車両・資機材を整備するほか、後方支援に要する燃料補給車や拠点機能形成車、特殊災害に要する大型除染システム搭載車などの車両・資機材

が整備されています。

実災害を踏まえた整備として、能登半島地震の教訓を踏まえ、道路状況が悪い場合でも被災地へ迅速に進出できるよう、小型軽量化された車両・資機材の整備や隊員の活動環境の改善に向けた高機能エアータント等の資機材の整備を行います。これに加え、長期の消防応援活動を支援する資機材を積載した拠点機能形成車や全国のあらゆる場所で映像伝送が可能なヘリサットを装備した消防庁ヘリコプターを配備するなど、緊急消防援助隊の車両・資機材の充実強化を図っています。



写真 悪路走行可能な小型車両



写真 高機能エアータント

4 おわりに

緊急消防援助隊の発足から30年が経過し、緊急消防援助隊の災害対応力の充実強化に向けた様々な取組を行い、多くの大規模災害等において人命救助活動等に多大なる成果を上げてきました。今後も、緊急消防援助隊基本計画に基づく部隊の増強や車両・装備等の充実を図るほか、関係機関との訓練等を通じた連携強化に資する取組を中心として、今後も緊急消防援助隊の一層の充実強化を図ります。